

四季 交流会 開催!



橋本卓雄氏

12月6日(木)、山形市霞城セントラルにおいて、第3回会員四季交流会を開催した。

今回は、「労働者派遣法改正について」と題して、山形労働局職業安定課需給調整事業室室長 橋本卓雄氏が、平成24年10月1日に改正された労働者派遣法について講演した。

参加者からは、派遣と請負の違いや建設業関係の人夫貸しの法的判断等について質問があった。

業界動向についての意見交換では、建設関係では、仙台でマンションの外壁工事が入っており、山形で職人が不足している現状や生コン関係では、長引く不況で、運転手と車を減らしたため、需要が出てきたが、一部断っている等の意見があった。



下請ガイドライン 説明会開催

12月21日(金)山形市の能登屋において、山形県屋外広告美術協同組合を対象に下請ガイドライン説明会開催を開催した。

我が国では、長い歴史等の中で定着してきた取引慣行により、親事業者との取引環境の改善がなかなか図られにくい現状にある。国は、親事業者と下請事業者との間で、望ましい取引関係の構築を図るため、素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設、トラック運送、建材・住宅設備、放送コンテンツ、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷の15業種が対象にガイドラインを策定している。

株式会社タケカワ経営事務所中小企業診断士竹川敏雄氏より、下請ガイドラインの概要、広告業界の特性に応じたベストプラクティス事例(理想的な良い取引関係)や注文書の受け取り等について説明を受けた。